

# 神戸製鋼 石炭火力発電所裁判と消費者

池田 直樹 (いけだ・なおき)  
弁護士 神戸石炭訴訟原告弁護団長

## 電力料金の高騰

電力料金が高騰して家計を圧迫しています。電力料金には再エネ賦課金が加算されているため、再エネを敵視する人もいます。

しかしそもその原因は、化石資源から再生エネルギーへの世界的な投資シフトの中で化石燃料価格が上昇していたところに、ウクライナ戦争により天然ガス等の供給が減少したことです。再エネのせいではなく、再エネの普及をあえて遅らせ輸入燃料に頼ってきたためなのです。

しかも、政府は2011年の東日本大震災後、原発再稼働までのエネルギー源として多くの大型火力発電所を建設させてしまいました。原発や火力発電所に頼る大手電力等を救済する政策が次々と打ち出され、そのつけが需要家に回されているのです。

## 気候変動と人権

しかし、お金に換えられない深刻なつけは、気候変動による災害の被害者や将来の世代、そして地球そのものに回されるのです。日本は世界第5位のCO<sub>2</sub>の排出国です。その9割以上はエネルギー起源であり、さらにその約2割が石炭火力発電由来です。同じ量の電気を作るうえで石炭

火力発電所が最も多くのCO<sub>2</sub>を排出します。つまり、私たちの多くは、2030年までにCO<sub>2</sub>排出を半減すべき時代に、わざわざ高くて時代遅れの石炭火力の電気を買って、災害を激化させて避難民や難民を生み出し、子や孫の世代を苦しめ、地球をより住みづらい世界へと日々変えているのです。

私たちは、石炭火力発電所からのCO<sub>2</sub>の大量排出は、世界に対する21世紀の新しい「公害」だと主張しています。このタイミングでの大量排出が世界的な人権侵害になることを知りながら、日本を代表する企業が目先の利益を追求し、政府がそれを後押ししています。産業優先のもとで生じた水俣病や大気汚染ぜん息と同じ構造です。

## 神戸製鋼所の 石炭火力発電所建設

神戸市灘区の高炉を加古川に集約した広大な跡地の利用を模索していた神戸製鋼所は、2015年に関西電力の火力電源入札に応募し、関電に全量売電する契約を締結しました。神戸製鋼にとって石炭に関する技術や商権を有効利用しつつ、不振の鉄鋼業を支える電力事業の拡大は、渡りに船でした。関電もまた莫大な建設費を儉約でき原発の再稼働に邁進で

きたのです。

ところが2015年末にパリ協定が締結されます。21世紀末までの気温上昇を産業革命前と比較して2℃以内、できる限り1.5℃以内に抑制することを目標として、世界は脱炭素に急激に舵を切ります。日本もその後、2050年までにCO<sub>2</sub>排出を80%、2030年までに26%削減すること(2013年比)を公約しました。

しかし、年間692万トンのCO<sub>2</sub>(2016年当時の計算で日本のエネルギー起源CO<sub>2</sub>の0.61%、世界の5000分の1に当たる)を30年以上排出しつづける石炭火力発電所の計画・建設は止まりませんでした。

## 環境アセスメント取消訴訟

そこで地元市民らが中心となって、二つの裁判を提起しました。

一つ目は国(経済産業大臣)を被告とした石炭火力発電所に関する「環境影響評価書確定通知取消訴訟」です。石炭火力発電所の設置には環境アセスメントを行い、経産大臣から「適正に環境に配慮している」という「合格」通知をもらう必要性があります。私たちは、新発電所のアセスにおいて、①PM<sub>2.5</sub>の調査、予測、評価が行われていないこと、②生産電力単位あたりのCO<sub>2</sub>

排出がより小さい天然ガスなどの燃料種との比較検討(代替案との比較検討はアセスの本質のほう)がなされていないこと、③パリ協定と整合するCO<sub>2</sub>の抜本的な削減対策が何らとられていないことは、本件アセスの欠陥であり、それでも適正だとした大臣の判断は違法だと主張しました。

しかし、2022年4月26日の大阪高裁判決は地裁判決同様、①について、PM<sub>2.5</sub>の予測、評価が無くて大臣の判断は不合理とはいえないとしました。さらに、②③については、そもそも住民らには国を訴える原告適格がないとして却下(門前払い)をしたのです。

裁判所は、本件発電所から排出されるCO<sub>2</sub>によって原告個人々の利益が直ちに侵害されるわけではない、CO<sub>2</sub>の削減は「地球の保護という公益」のためであって個人々の住民の「CO<sub>2</sub>排出に係る被害を受けない利益」を保護しているのではないから、住民には取消を求める資格はない、というのです。確かにCO<sub>2</sub>の削減は地球の大気環境を守るといふ人類の利益のためです。しかし、大気を守ることは地元住民を含む世界の市民を守るためなのですから、アセスの目的には地元住民一人ひとりの利益保護も入るはずなのです。

世界では、市民や環境団体による気候変動訴訟において原告適格が否定される例はほとんどありません。が、日本では今後より深刻な被害を受ける子どもや若者も含めて、誰一人CO<sub>2</sub>に関する行政判断を争う訴訟を提起することができないのです。消費者の利益に関しては消費者団体が消費者一般のために訴訟を提起することが法律で認められていますが、環境分野

の法制度は著しく遅れています。

しかも、世界が廃止に向かう石炭火力発電所の大量建設を、環境保全に適合するとして許容する日本のアセス制度がCO<sub>2</sub>規制に対して実効性がないことは明らかなのに、裁判所は行政判断を追認してしまっています。

このまま世界に対する公害垂れ流し国、環境後進国とならないように、最高裁の判断にわずかな期待をかけているところです。

### 建設操業差止訴訟

原告らは、PM<sub>2.5</sub>による大気汚染や、CO<sub>2</sub>の大量排出による気候変動の悪化が原告らの生命・身体に危険をもたらすとして、神戸製鋼らに対して発電所の操業の差止を求めています。また、電気の専属的な供給先である関西電力に対しても、石炭を燃やして電力を作らせる指示をしないことを求めています。

この訴訟の最大の争点は、特定の施設から長年にわたって排出されるCO<sub>2</sub>によって周辺住民が被害を受けるといえるかどうかです。神戸製鋼らは、「排出しているのは自分たちだけではない」「この発電所からの排出が気候変動に与える影響はごくわずかにすぎない」「電気の生産という公益のための事業だから違法性はない」などと主張しています。

私たちは、仮に即時停止が認められなくても、遅くとも2040年までに排出ゼロとなるように年々CO<sub>2</sub>排出を削減していく義務があり、それを超えて排出してはならない、という判決も求めています。

2023年3月20日に神戸地裁で判決

が出される予定です。

### 私たちにできること

世界では多くの気候変動訴訟が提起され、気候変動は科学に裏付けられており、深刻な人権侵害なのだから、政府や企業による排出削減は法的な義務だと使命感をもつて判断している裁判所が出てきています。

私たちの暮らしに電気は欠かせません。しかし、「汚い」電力の利用によって世界中の気候変動を激化させ、大洪水や干ばつや山火事を招き、多くの人々の命と暮らしを脅かしています。IPCC(気候変動に関する政府間パネル)第6次報告書は、世界の気温上昇が1.5℃を超えると災害の規模も頻度も著しく増えるとしています。神戸の訴訟に次世代を担う若者や子どもも参加しているのは、私たちの目の先の短期的利益の追求が長期的に子どもや若者の権利を侵害するからなのです。とはいえ、この二つの訴訟は法的には非常に難しい訴訟です。それでも闘っているのは、CO<sub>2</sub>対策のされていない石炭火力発電所を野放しにすることはもはや人権侵害なのだ、という危機感を多くの国民と共有するためでもあるのです。

同時に、消費者は、省エネとともに再生電力を選ぶことや市民発電を行っていくことができます。今、大量排出企業がカーボン・ゼロを盛んに宣伝していますが、多くはイメージ戦略によって時間を稼ぐ間に大量排出を続けています。消費者がグリーンウォッシュを見抜き、その力で企業の行動を変えていくこと、環境団体と消費者が協力してその運動を強めることを呼びかけます。